



金 沢 市 公 報

第 3 0 5 9 号

令和3年(2021年)11月22日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

◎ 目 次	ページ	○生活保護法等の規定に基づく医療扶助等のための施術を担当させる機関の指定について	
●告 示			
○自転車等を移動し、保管したことについて (歩ける環境推進課)	1	○令和3年告示第109号(普通徴収に係る保険料の収納事務の委託について)の一部改正について (介護保険課)	11
○自転車等を撤去し、保管したことについて (")	2	○令和3年告示第111号(普通徴収に係る保険料の収納事務の委託について)の一部改正について (医療保険課)	12
○物品購入等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等について (監 理 課)	3	○市道の区域の変更について (道路管理課)	12
○役務等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等について (")	5	○道路の供用の開始について (")	13
○令和3年告示第100号(普通徴収に係る個人の市民税等の収納事務の委託について)の一部改正について (税 務 課)	9	●農業委員会告示	
○街区符号の変更について (市民協働推進課)	9	○令和3年第11回金沢市農業委員会総会の招集について (農業委員会事務局)	13
○生活保護法等の規定に基づく医療扶助等のための医療を担当させる機関の指定について (生活支援課)	11	●公営企業告示	
○生活保護法等の規定に基づく指定医療機関の指定の辞退について (")	11	○令和3年公営企業告示第11号(水道料金、ガス料金、ガス警報器リース料及び下水道使用料の収納事務の委託について)の一部改正について (お客さまサービス課)	14

告 示

●金沢市告示第337号

金沢市自転車等駐車場条例(平成3年条例第1号)第11条第1項(同条例第17条第3項において準用する場合を含む。)の規定により自転車等を移動し、保管したので、金沢市自転車等駐車場条例施行規則(平成3年規則第3号)第7条(同規則第13条において準用する場合を含む。)の規定により次のとおり告示します。

令和3年11月22日

金 沢 市 長 山 野 之 義

- 1 移動し、保管した自転車等が駐車してあった駐車場又は暫定自転車等駐車場の名称
 - 金沢市営金沢駅第1自転車駐車場
 - 金沢市営金沢駅第2自転車駐車場
 - 金沢市営金沢駅第3自転車駐車場
 - 金沢市営金沢駅東自転車駐車場
 - 金沢市営金沢駅西広場地下自転車駐車場
 - 金沢市営西金沢駅東自転車駐車場
 - 金沢市営西金沢駅西自転車駐車場
 - 金沢市営東金沢駅東自転車駐車場
 - 金沢市営東金沢駅西自転車駐車場
 - 金沢市営森本駅東第1自転車駐車場

- 金沢市営森本駅西自転車駐車場
- 金沢市営野町駅前自転車駐車場
- 金沢市営額住宅駅前自転車駐車場
- 金沢市営乙丸駅前自転車駐車場
- 金沢市営割出駅前自転車駐車場
- 金沢市営鳴和バス停前自転車駐車場
- 金沢市営若松バス停前自転車駐車場
- 金沢市営香林坊地下自転車駐車場
- 金沢市営柿木島自転車駐車場
- 金沢市営片町広場自転車駐車場
- 金沢市営金沢駅西暫定自転車駐車場
- 2 移動し、保管した自転車等の台数
 - 自転車 148台
- 3 自転車等を移動し、保管した日
 - 令和3年10月1日から同月31日まで
- 4 移動し、保管した自転車等の返還を申し出る場所
 - 金沢市二口町二24番地5
 - 公益社団法人金沢市シルバー人材センター
- 5 移動し、保管した自転車等を返還する日時及び場所
 - 日時 令和3年11月22日から令和4年2月21日まで
 - 午前10時から午後7時まで
 - 場所 金沢市問屋町2丁目95番地
 - 金沢市自転車等保管庫

●金沢市告示第338号

金沢市自転車等の駐車対策及び放置防止に関する条例（平成6年条例第45号）第6条第2項及び第7条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第9条第1項の規定により次のとおり告示します。

令和3年11月22日

金沢市長 山 野 之 義

- 1 撤去し、保管した自転車等を撤去した場所及び台数

撤去し、保管した自転車等を撤去した場所	撤去し、保管した自転車等の台数		
金沢駅前自転車等放置禁止区域	自	転	車 2台
西金沢駅前自転車等放置禁止区域	自	転	車 2台
木ノ新保町地内	自	転	車 1台
千日町地内	自	転	車 1台
北安江2丁目地内	自	転	車 1台
元町2丁目地内	自	転	車 1台
京町地内	自	転	車 1台
増泉1丁目地内	自	転	車 1台
古府町南地内	自	転	車 1台

- 2 撤去し、保管した自転車等を撤去し、保管した日
 - 令和3年10月1日から同月31日まで
- 3 撤去し、保管した自転車等を返還する期間及び場所
 - (1) 期間
 - 令和3年11月22日から令和4年5月21日まで
 - (2) 場所
 - 金沢市問屋町2丁目95番地

金沢市自転車等保管庫

●金沢市告示第339号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定により、金沢市が発注する物品の購入、売払い等の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格を定めたので、その基本となるべき事項及び資格審査の申請の時期、方法等について、同令第167条の5第2項（同令第167条の11第3項において準用する場合を含む。）並びに金沢市契約規則（平成15年規則第1号）第2条第1項及び第17条第1項の規定により、次のとおり告示し、令和4年4月1日以後に締結する契約に係る競争入札に参加しようとする者について適用します。

なお、令和元年告示第184号（物品購入等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等について）は、令和4年3月31日限り廃止します。

令和3年11月22日

金沢市長 山 野 之 義

第1 競争入札に参加する者に必要な資格

競争入札に参加することができる者は、第2に規定する要件に該当する者で、市長の行う審査により競争入札に参加するために必要な資格（以下「入札参加資格」という。）を有すると決定されたものとします。

第2 入札参加資格の審査に係る申請ができる者

入札参加資格の審査に係る申請ができる者は、次の(1)から(3)までの全てに該当する者とします。

(1) 次のア及びイのいずれにも該当しない者

ア 地方自治法施行令第167条の4第1項に該当する者

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当し、期間を定めて競争入札に参加させないこととされた者のうち、当該期間を経過しない者

(2) 第4に規定する資格審査申請書の提出日までに納期限の到来した市税及び提出日の1か月前までに納期限の到来した国税（所得税又は法人税及び消費税等をいう。以下同じ。）を完納している者

(3) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

第3 入札参加資格の審査事項

1 入札参加資格の審査は、次に掲げる事項について行うものとします。

(1) 本店の所在地

(2) 本市内に本店を有する者にあつては、客観的事項及び主観的事項

2 客観的事項は、次に掲げる審査項目によるものとし、その審査基準は、別に定めます。

(1) 営業年数

(2) 年間平均販売高

(3) 自己資本額

(4) 自己資本比率

(5) 流動比率

(6) 従業員数

3 主観的事項は、次に掲げる審査項目によるものとし、その審査基準は、別に定めます。

(1) 指名停止状況

- (2) ISO及びエコアクション21の取得状況
- (3) 本市との防災協定の締結状況及びかなざわ災害時等協力事業所の登録状況
- (4) 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第12条に規定する一般事業主行動計画の届出状況及び同法第13条に規定する基準に適合する一般事業主である旨の認定状況
- (5) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第8条に規定する一般事業主行動計画の届出状況及び同法第9条に規定する基準に適合する一般事業主である旨の認定状況
- (6) 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第2条第1号に規定する障害者の雇用状況
- (7) 金沢市消防団協力事業所の認定状況

第4 入札参加資格の審査の申請

- 1 入札参加資格の審査を受けようとする者は、令和4年1月4日から同月21日までに資格審査申請書を市長に提出してください。
- 2 市長がやむを得ないと認める場合は、1に定める期間内に資格審査申請書を提出することができなかつた者でも、1の規定にかかわらず、随時資格審査申請書を提出することができます。
- 3 入札参加資格の審査に係る審査基準日は、次の(1)又は(2)に掲げる区分に応じ、当該(1)又は(2)に定めるところによります。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、その都度市長が定める日とします。
 - (1) 客観的事項 令和3年10月1日の直前の営業年度の終了の日
 - (2) 主観的事項 令和3年12月31日
- 4 資格審査申請書には、次に掲げる書類を添付してください。

書類番号	添付書類	摘 要
1	営業品目調書	本市内に本店を有する者に限る。
2	物品納入実績調書	本市内に本店を有する者に限る。
3	国税に係る納税証明書	法人 法人税並びに消費税及び地方消費税
		個人 申告所得税及び復興特別所得税並びに消費税及び地方消費税
4	登記事項証明書	法人に限る。
5	身分証明書	個人に限る。
6	財務諸表	法人 貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書 (本市内に本店を有する者に限る。)
		個人 所得税確定申告時の貸借対照表及び損益計算書又は収支内訳書 (本市内に本店を有する者に限る。)
7	暴力団排除に関する誓約書兼照会承諾書	
8	本店に関する誓約書	本市内に本店を有する者に限る。
9	役員の兼務及び資本関係調書	本市内に本店を有する者に限る。
10	業務に係る許可、認可、登録、届出等を証する書面の写し	当該業務を行うに当たり許可等が必要な場合に限る。
11	委任状	競争入札、契約、請求等の権限を代理人に委任する場合に限る。
12	申請事項	本市内に本店を有する者に限る。
13	金沢市入札参加申請登録票	

※ 本市外に本店を有する個人にあっては、所得税確定申告書の写し等の本店の所在地が分かるものを提出してください。

第5 入札参加資格の決定の通知及び有効期間

- 1 市長は、入札参加資格を有する者の決定をしたときは、入札参加資格者名簿にその商号、名称等を登載するとともに、その旨を資格決定通知書により申請をした者に通知します。
- 2 入札参加資格の有効期間は、2会計年度とします。ただし、第4の2の規定に該当する者については、市長が別に定める期間とします。

第6 入札参加資格の取消し

入札参加資格を有する者が次の(1)又は(2)のいずれかに該当するに至った場合は、当該資格を取り消します。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項又は第2項の規定に該当したとき。
- (2) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事項を記載したことが明らかになったとき。

第7 経過措置

- 1 廃止前の令和元年告示第184号の規定に基づき決定を受けた入札参加資格については、その有効期間が満了するまでの間は、なお効力を有することとします。
- 2 1に定めるもののほか、この告示の施行に伴い必要な経過措置は、市長が別に定めることとします。

●金沢市告示第340号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定により、金沢市が発注する役務等（コンサルタント業務、建物管理業務、樹木等管理業務、賃貸借業務及びその他委託業務をいう。）の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格を定めたので、その基本となるべき事項及び資格審査の申請の時期、方法等について、同令第167条の5第2項（同令第167条の11第3項において準用する場合を含む。）並びに金沢市契約規則（平成15年規則第1号）第2条第1項及び第17条第1項の規定により、次のとおり告示し、令和4年4月1日以後に締結する契約に係る競争入札に参加しようとする者について適用します。

なお、令和元年告示第185号（役務等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等について）は、令和4年3月31日限り廃止します。

令和3年11月22日

金沢市長 山 野 之 義

第1 競争入札に参加する者に必要な資格

競争入札に参加することができる者は、第2に規定する要件に該当する者で、市長の行う審査により競争入札に参加するために必要な資格（以下「入札参加資格」という。）を有すると決定されたものとします。

第2 入札参加資格の審査に係る申請ができる者

入札参加資格の審査に係る申請ができる者は、次の(1)から(4)までの全てに該当する者とします。

- (1) 次の表の左欄に掲げる業務の種類に応じ、それぞれ同表の右欄に定める者（右欄に記載のないものについては、それぞれ同表の左欄に掲げる業務を行うことができる者を右欄に定める者とします。）

業務の種類		者	
(1) コンサルタント業務	ア 測量業務	測量法（昭和24年法律第188号）第55条第1項の規定による登録を受けている者	
	イ 建築（設備）コンサルタント業務	建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による登録を受けている者	
	ウ 土木コンサルタント業務	建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）第2条第1項の規定による登録を受けている者	
	エ 地質調査業務	地質調査業者登録規程（昭和52年建設省告示第718号）第2条第1項の規定による登録を受けている者	
	オ 補償コンサルタント業務	補償コンサルタント登録規程（昭和59年建設省告示第1341号）第2条第1項の規定による登録を受けている者	
(2) 建物管理業務	ア 清掃等業務	清掃業務	建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2第1項の規定による当該事業に係る登録を受けている者
		空気環境測定業務	
		貯水槽清掃業務	
		ねずみ等防除業務	
	イ 浄化槽清掃等業務	浄化槽清掃業務	浄化槽法（昭和58年法律第43号）第35条第1項の規定による金沢市長の浄化槽清掃業の許可を受け、かつ、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第7条第1項の規定による金沢市長の浄化槽汚泥の収集及び運搬に係る一般廃棄物処理業の許可を受けている者

イ 浄化槽清掃等業務	浄化槽清掃業務	浄化槽法（昭和58年法律第43号）第35条第1項の規定による金沢市長の浄化槽清掃業の許可を受け、かつ、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第7条第1項の規定による金沢市長の浄化槽汚泥の収集及び運搬に係る一般廃棄物処理業の許可を受けている者
	浄化槽保守点検業務	金沢市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年条例第36号）第2条第1項の規定による金沢市長の浄化槽保守点検業者の登録を受けている者
ウ 警備業務	機械警備業務	警備業法（昭和47年法律第117号）第4条の規定による警備業の認定を受け、かつ、同法第40条の規定により石川県公安委員会に機械警備業の届出書を提出した者
	その他警備業務	警備業法第4条の規定による警備業の認定を受けている者。ただし、同法第9条の規定による届出を必要とする者にあつては、石川県公安委員会に届出書を提出した者
エ 設備運転監視業務		
オ 設備保守点検業務	消防設備保守点検業務	消防法（昭和23年法律第186号）第17条の7の規定による消防設備士免状の交付を受けている者若しくは消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）第31条の6第7項に規定する消防設備点検資格者又は消防設備士免状の交付を受けている者若しくは消防設備点検資格者を有する者
	電気設備保守点検業務（高圧）	電気事業法施行規則（平成7年通商産業省令第77号）第52条の2及び平成15年経済産業省告示第249号の要件に該当する者
	電気設備保守点検業務（低圧）	
	空調設備保守点検業務	
	ボイラー設備保守点検業務	ボイラー及び圧力容器安全規則（昭和47年労働省令第33号）第35条の規定によるボイラー整備士又はボイラー整備士を有する者
	エレベーター設備保守点検業務	建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第2項の規定による一級建築士、同条第3項の規定による二級建築士若しくは建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第6条の5第2項に規定する昇降機等検査員資格者証の交付を受けている者又は一級建築士、二級建築士若しくは昇降機等検査員資格者証の交付を受けている者を有する者
	自動ドア設備保守点検業務	
カ その他建物管理業務		業務の種類に応じて市長が別に定める者
(3) 樹木等管理業務		
(4) 賃貸借業務		
(5) その他委託業務	ア 情報システム開発業務	
	イ 労働者派遣業務	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第5条第1項の規定による労働者派遣事業の許可を受けている者
	ウ ホームページ作成業務	
	エ データ入力業務	

オ	会場設営業務	
カ	印刷業務	印刷機を保有している者
キ	マイクロフィルム撮影業務	
ク	その他業務	業務の種類に応じて市長が別に定める者

(2) 次のア及びイのいずれにも該当しない者

ア 地方自治法施行令第167条の4第1項に該当する者

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当し、期間を定めて競争入札に参加させないこととされた者のうち、当該期間を経過しない者

(3) 第4に規定する資格審査申請書の提出日までに納期限の到来した市税及び提出日の1か月前までに納期限の到来した国税（所得税又は法人税及び消費税等をいう。以下同じ。）を完納している者

(4) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

第3 入札参加資格の審査事項

1 入札参加資格の審査は、次に掲げる事項について行うものとします。

(1) 本店の所在地

(2) 本市内に本店を有する者にあつては、客観的事項及び主観的事項

(3) 本市外に本店を有する者にあつては、客観的事項

2 客観的事項は、次の(1)から(5)までに掲げる者の区分に応じ、当該(1)から(5)までに定める審査項目によるものとし、その審査基準は、別に定めます。

(1) 第2の(1)の表の(1)に規定する者のうち、本市内に本店を有する者 建設コンサルタント業務等請負業者選定事務処理要領（昭和45年建設省厚第50号。以下「選定要領」という。）に規定する事項

(2) 第2の(1)の表の(1)に規定する者のうち、本市外に本店を有する者 選定要領第2第二号イに規定する事項

(3) 第2の(1)の表の(2)、(4)及び(5)に規定する者のうち、本市内に本店を有する者 次に掲げる審査項目

ア 営業年数

イ 完成業務高

ウ 自己資本額

エ 自己資本比率

オ 流動比率

カ 従業員数

(4) 第2の(1)の表の(2)、(4)及び(5)に規定する者のうち、本市外に本店を有する者 完成業務高

(5) 第2の(1)の表の(3)に規定する者 次に掲げる審査項目

ア 建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の29第1項に規定する総合評定値

イ 樹木等管理業務に係る完成業務高

3 主観的事項は、次に掲げる審査項目によるものとし、その審査基準は、別に定めます。

(1) 業務成績評点

(2) 指名停止状況

(3) 優良業務の表彰実績

(4) ISO及びエコアクション21の取得状況

- (5) 本市との防災協定の締結状況及びかなざわ災害時等協力事業所の登録状況
- (6) 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第12条に規定する一般事業主行動計画の届出状況及び同法第13条に規定する基準に適合する一般事業主である旨の認定状況
- (7) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第8条に規定する一般事業主行動計画の届出状況及び同法第9条に規定する基準に適合する一般事業主である旨の認定状況
- (8) 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第2条第1号に規定する障害者の雇用状況
- (9) 金沢市消防団協力事業所の認定状況

第4 入札参加資格の審査の申請

- 1 入札参加資格の審査を受けようとする者は、令和4年1月4日から同月21日までに資格審査申請書を市長に提出してください。
- 2 市長がやむを得ないと認める場合は、1に定める期間内に資格審査申請書を提出することができなかつた者でも、1の規定にかかわらず、随時資格審査申請書を提出することができます。
- 3 入札参加資格の審査に係る審査基準日は、次の(1)又は(2)に掲げる区分に応じ、当該(1)又は(2)に定めるところによります。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、その都度市長が定める日とします。
 - (1) 客観的事項 令和3年10月1日の直前の営業年度の終了の日
 - (2) 主観的事項 令和3年12月31日
- 4 資格審査申請書には、次の区分により書類を添付してください。
 - (1) 第2の(1)の表に規定する者（共通）

書類番号	添付書類	摘 要	
1	委任状	競争入札、契約、請求等の権限を代理人に委任する場合に限る。	
2	暴力団排除に関する誓約書兼照会承諾書		
3	国税に係る納税証明書	法人	法人税並びに消費税及び地方消費税
		個人	申告所得税及び復興特別所得税並びに消費税及び地方消費税
4	本店に関する誓約書	本市内に本店を有する者に限る。	
5	登記事項証明書	法人に限る。	
6	身分証明書	個人に限る。	
7	財務諸表	法人	貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書 (本市内に本店を有する者に限る。)
		個人	所得税確定申告時の貸借対照表及び損益計算書又は収支内訳書 (本市内に本店を有する者に限る。)
8	業務に係る許可、認可、登録、届出等を証する書面の写し	当該業務を行うに当たり許可等が必要な場合に限る。	
9	業務実績調書	本市内に本店を有する者に限る。	
10	申請事項		
11	役員の兼務及び資本関係調書	本市内に本店を有する者に限る。	
12	金沢市入札参加申請登録票		

- (2) 第2の(1)の表の(1)に規定する者のうち、本市内に本店を有する者
 - ア 技術職員名簿等
 - イ 希望業務調査票
- (3) 第2の(1)の表の(2)に規定する者のうち、本市内に本店を有する者
 - ア 技術職員名簿等
- (4) 第2の(1)の表の(3)に規定する者
 - ア 総合評定値通知書（国土交通大臣又は都道府県知事に対して総合評定値の通知の申請を行っていない者にあつては、提出は不要とします。）

(5) 第2の(1)の表の(4)及び(5)に規定する者のうち、本市内に本店を有する者

ア 取扱調査票

第5 入札参加資格の決定の通知及び有効期間

- 1 市長は、入札参加資格を有する者の決定をしたときは、入札参加資格者名簿にその商号、名称等を登載するとともに、その旨を資格決定通知書により申請をした者に通知します。
- 2 入札参加資格の有効期間は、2会計年度とします。ただし、第4の2の規定に該当する者については、市長が別に定める期間とします。

第6 入札参加資格の取消し

入札参加資格を有する者が次の(1)から(3)までのいずれかに該当するに至った場合は、当該資格を取り消します。

- (1) 第2の(1)の規定に該当しないこととなったとき。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項又は第2項の規定に該当したとき。
- (3) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事項を記載したことが明らかになったとき。

第7 経過措置

- 1 廃止前の令和元年告示第185号の規定に基づき決定を受けた入札参加資格については、その有効期間が満了するまでの間は、なお効力を有することとします。
- 2 1に定めるもののほか、この告示の施行に伴い必要な経過措置は、市長が別に定めることとします。

●金沢市告示第341号

令和3年告示第100号（普通徴収に係る個人の市民税等の収納事務の委託について）の一部を次のように改正し、令和3年12月1日から効力を有するものとします。

令和3年11月22日

金沢市長 山 野 之 義

第1項の表中

地銀ネットワークサービス株式会社 代表取締役社長 長谷川 芳完	東京都中央区日本橋本石町4丁目6番7号	を
国分グローサーズチェーン株式会社 代表取締役 横山 敏貴	東京都江東区木場5丁目10番11号	
地銀ネットワークサービス株式会社 代表取締役社長 長谷川 芳完	東京都中央区日本橋本石町4丁目6番7号	に

改める。

●金沢市告示第342号

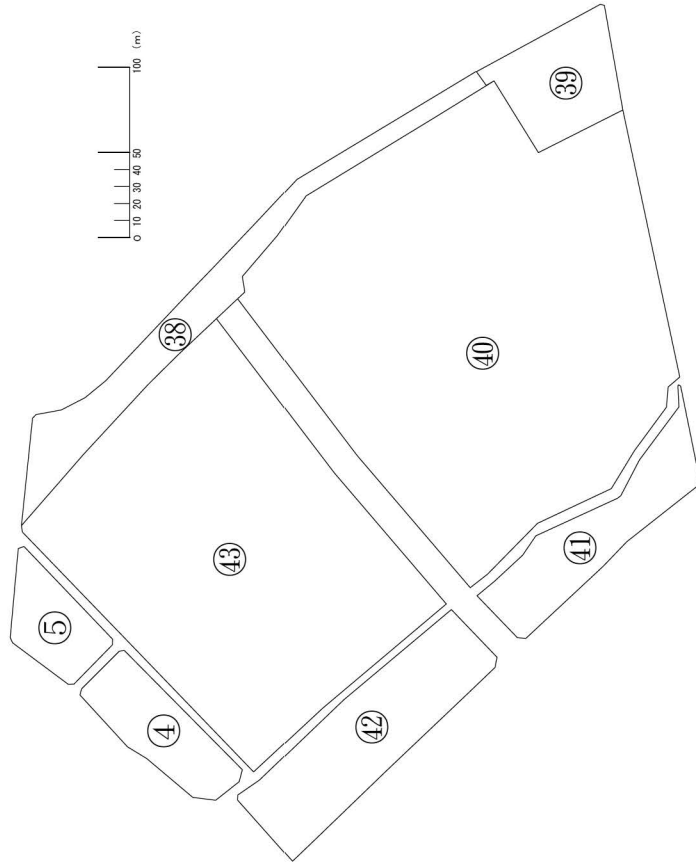
令和3年11月23日から別図1に示す小立野2丁目の街区符号を別図2に示すとおり変更するので、金沢市住居表示に関する条例（昭和38年条例第4号）第2条の規定により告示します。

令和3年11月22日

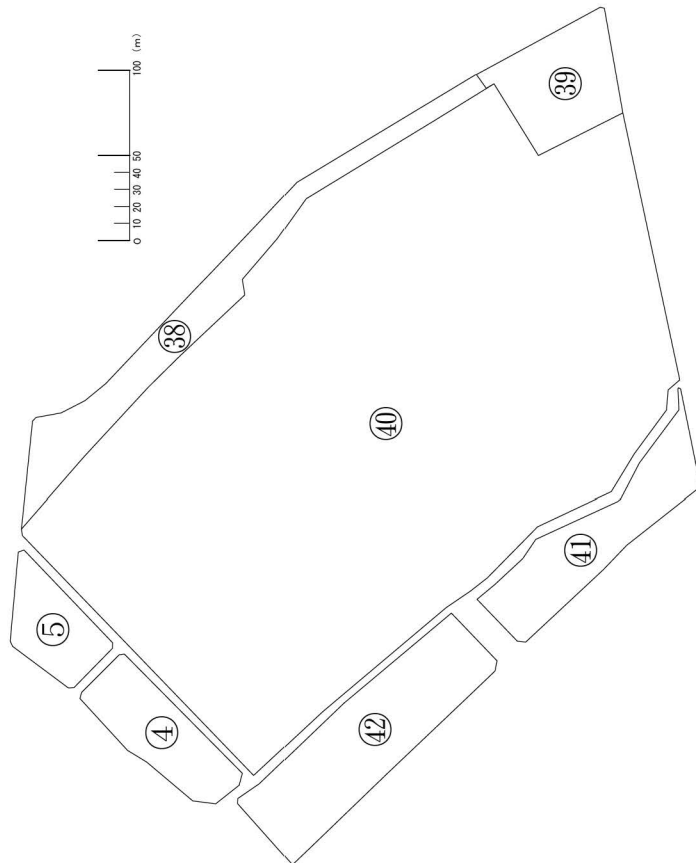
金沢市長 山 野 之 義



別図2



別図1



●金沢市告示第343号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を指定したので、生活保護法第55条の3第1号の規定により次のとおり告示します。

令和3年11月22日

金沢市長 山 野 之 義

名 称	所 在 地	指定年月日
南ヶ丘クリニック	金沢市馬替2丁目136番地	令和3年10月1日
石引こころの診療所	金沢市石引1丁目3番32号	令和3年10月1日
り〜ど薬局 入江店	金沢市入江3丁目160番地1	令和3年10月1日
むさしまち薬局	金沢市安江町14番1号102	令和3年10月1日
スギ薬局 金沢西泉店	金沢市泉本町7丁目7番地1	令和3年11月1日

●金沢市告示第344号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第51条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により指定医療機関から当該指定医療機関の事業を辞退する旨の届出があったので、生活保護法第55条の3第3号の規定により次のとおり告示します。

令和3年11月22日

金沢市長 山 野 之 義

名 称	所 在 地	辞退年月日
むさしまち薬局	金沢市本町1丁目2番54号	令和3年9月30日

●金沢市告示第345号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により医療扶助及び医療支援給付のための施術を担当させる機関を指定したので、生活保護法第55条の3第1号の規定により次のとおり告示します。

令和3年11月22日

金沢市長 山 野 之 義

施 術 者	施 術 所		指定年月日
	名 称	所 在 地	
木村 智恵美	在宅マッサージさなえ	金沢市諸江町36番5号	令和3年11月1日

●金沢市告示第346号

令和3年告示第109号（普通徴収に係る保険料の収納事務の委託について）の一部を次のように改正し、令和3年12月1日から効力を有するものとします。

令和3年11月22日

金沢市長 山 野 之 義

第1項の表中

地銀ネットワークサービス株式会社 代表取締役社長 長谷川 芳完	東京都中央区日本橋本石町4丁目6番7号	を
国分グローサースチェーン株式会社 代表取締役 横山 敏貴	東京都江東区木場5丁目10番11号	

地銀ネットワークサービス株式会社 代表取締役社長 長谷川 芳完	東京都中央区日本橋本石町4丁目6番7号	に
------------------------------------	---------------------	---

改める。

●金沢市告示第347号

令和3年告示第111号（普通徴収に係る保険料の収納事務の委託について）の一部を次のように改正し、令和3年12月1日から効力を有するものとします。

令和3年11月22日

金沢市長 山 野 之 義

第1項の表中

地銀ネットワークサービス株式会社 代表取締役社長 長谷川 芳完	東京都中央区日本橋本石町4丁目6番7号	を
国分グローサースチェーン株式会社 代表取締役 横山 敏貴	東京都江東区木場5丁目10番11号	

地銀ネットワークサービス株式会社 代表取締役社長 長谷川 芳完	東京都中央区日本橋本石町4丁目6番7号	に
------------------------------------	---------------------	---

改める。

●金沢市告示第348号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり市道の区域を変更します。

なお、その関係図面は、金沢市土木局道路管理課において令和3年11月22日から同年12月3日まで一般の縦覧に供します。

令和3年11月22日

金沢市長 山 野 之 義

道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	幅員(m)	延長(m)
一般市道	城南2丁目線 1号	城南2丁目 825番 1先から	旧	4.0~4.1	36.3
		城南2丁目 825番 3先まで	新	5.0	36.3
一般市道	金石西2丁目線 4号	金石味噌屋町 241番 先から	旧	2.6~2.7	9.8
		金石味噌屋町 241番 先まで	新	3.3~3.4	9.8
一般市道	鞍月7号 御供田町線	御供田町 八 51番 3先から	旧	5.7	19.0
		御供田町 八 51番 3先まで	新	6.3	19.0
一般市道	三馬4号 米泉町4丁目線 4号	米泉町4丁目 55番 3先から	旧	5.4	15.2
		米泉町4丁目 56番 6先まで	新	5.7	15.2
一般市道	三馬15号 西泉5丁目線 8号	西泉5丁目 3番 1先から	旧	4.2~6.1	62.7
		西泉5丁目 2番 1先まで	新	6.0~7.2	62.7
一般市道	小坂51号 小坂町北線 6号	小坂町北 223番 1先から	旧	4.2~4.5	45.3
		小坂町北 223番 1先まで	新	5.1~5.2	45.3

一般市道	小坂 51号	小坂町 北 223番 1先から	旧	1.5	19.5
	小坂町北線 11号	小坂町 北 223番 1先まで	新	3.1	19.5
一般市道	犀川 14号	檜見町 子 4番 10先から	旧	4.3~5.5	74.0
	国見町線	檜見町 子 4番 6先まで	新	5.5~7.0	74.0

●金沢市告示第349号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始します。

なお、その区間を表示した図面は、金沢市土木局道路管理課において令和3年11月22日から同年12月3日まで一般の縦覧に供します。

令和3年11月22日

金沢市長 山 野 之 義

路線名	区 間	供用開始日
城南2丁目線 1号	城南 2 丁目 825番 1先から	令和3年11月22日
	城南 2 丁目 825番 3先まで	
鞍月 7号 御供田町線	御供田町 八 51番 3先から	令和3年11月22日
	御供田町 八 51番 3先まで	
三馬 4号 米泉町4丁目線 4号	米泉町 4 丁目 55番 3先から	令和3年11月22日
	米泉町 4 丁目 56番 6先まで	
三馬 15号 西泉5丁目線 8号	西泉 5 丁目 3番 1先から	令和3年11月22日
	西泉 5 丁目 2番 1先まで	
小坂 51号 小坂町北線 6号	小坂町 北 223番 1先から	令和3年11月22日
	小坂町 北 223番 1先まで	
小坂 51号 小坂町北線 11号	小坂町 北 223番 1先から	令和3年11月22日
	小坂町 北 223番 1先まで	
犀川 14号 国見町線	檜見町 子 4番 10先から	令和3年11月22日
	檜見町 子 4番 6先まで	

農 業 委 員 会 告 示

●金沢市農業委員会告示第11号

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第27条第1項の規定により令和3年第11回金沢市農業委員会総会を招集し、金沢市農業委員会会議規則（昭和36年農業委員会規則第3号）第3条第1項の規定により次のとおり告示します。

令和3年11月22日

金沢市農業委員会
会長 井 口 栄 市

- 1 日時
令和3年11月25日午後3時
- 2 場所
金沢市第二本庁舎 2301会議室
- 3 議案
 - (1) 農地法（昭和27年法律第229号）第3条の規定による許可申請について
 - (2) 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見決定について
 - (3) 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について
 - (4) 非農地証明願について
 - (5) 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定による金沢市農用地利用集積計画の決定

について

(6) 金沢農業振興地域整備計画の変更に関する意見決定について

公 営 企 業 告 示

●金沢市公営企業告示第33号

令和3年公営企業告示第11号（水道料金、ガス料金、ガス警報器リース料及び下水道使用料の収納事務の委託について）の一部を次のように改正し、令和3年12月1日から効力を有するものとします。

令和3年11月22日

金沢市公営企業管理者 平 嶋 正 実

第1項の表中

地銀ネットワークサービス株式会社 代表取締役社長 長谷川 芳完	東京都中央区日本橋本石町4丁目6番7号	を
国分グローサーズチェーン株式会社 代表取締役 横山 敏貴	東京都江東区木場5丁目10番11号	
地銀ネットワークサービス株式会社 代表取締役社長 長谷川 芳完	東京都中央区日本橋本石町4丁目6番7号	に

改める。

令和3年(2021年)11月22日 印刷	発行人	金 沢 市
令和3年(2021年)11月22日 発行	発行所	金 沢 市 役 所
定価 120円	印刷所 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地	(株) 共 栄